

兵庫県立大学附属高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立大学附属高等学校

1 学校の方針

本校は、兵庫県立大学との緊密な連携のもとに播磨科学公園都市の優れた教育研究環境を活用して、科学技術における学術研究の後継者や、国際感覚豊かな創造性あふれる人材の育成を狙いとした教育を行っている。平成 19 年より中高大一貫教育の実現を図るため、中高大連携教育プログラムを実践するなど、兵庫県立大学との連携を基調とし、「知・徳・体のバランスの取れた人の進歩」と「地域社会との交流や創造性あふれる生徒の育成」＝『創進の人』をモットーに、健康で自律性・社会性を身につけた生徒を育てることをめざしている。

そのため、全ての生徒が安心して安全に学校生活を送りながら、有意義で充実した様々な活動に取り組み自己有用感を高めるとともに、いじめ防止に向けて、中高の連携はもとより、生徒・保護者・地域住民とも連携を密にし、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止・早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察の連携した対応を取ることが必要である。

3 基本的な考え方

いじめについては、平素より教職員全体が個々の生徒たちの学校生活や寮生活、家庭環境の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化を見逃さないよう気を配っている。また、附属中学が隣接していることで中学との情報共有も容易であるという利点も有効活用している。しかしながら、最近の SNS を介してのいじめ・誹謗中傷が頻発していることから、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

4 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 4 組織的対応

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負うことに繋がる疑いがある場合、金品等に重大な被害を被ることに繋がる疑いがある場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事案が発生したものとして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、大学本部に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、大学本部が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

さらに、犯罪として取り扱うべきと認められる事案や学校のみで対応するか判断に迷う事案においては、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。そのためにも、警察との日常的な情報共有体制の構築など連携強化を図る。

6 その他の事項

本校は、保護者や地域から信頼される学校を目指し、開かれた学校づくりのためこれまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。